

岡崎市景観計画の一部変更（案）に対する意見と市の考え方

	意見	市の考え方
1	まちなかの計画がほとんどだが、高隆寺を始め、旧額田町一円についても、文化財の保護や維持管理、景観形成の検討をしてほしい。	・本市は、市全域を、景観法第8条第2項第1号の規定に基づく「景観計画区域」とし、総合的・一体的な景観まちづくりを進めております。また、文化財の保護や維持管理については、文化財部局とも連携しながら取り組んでまいります。

いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。